

## 遺言制度の見直しについて



諮問第百二十五号

情報通信技術の進展及び普及等の社会情勢に鑑み、遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする観点から、遺言者が電子的な手段を用いて作成することのできる新たな遺言の方式に関する規律を整備することを中心として、遺言制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示された  
い。



# 遺言制度の見直しについて

令和6年1月  
法務省民事局

## 背景・経緯

### 【現行制度】

#### ○ 自筆証書遺言

財産目録を除く**全文、日付及び氏名を自書**し、**押印**しなければならない。

※ 厳格な方式を定めることにより、遺言者の真意に基づくものであることを確保し、偽造・変造を防止する趣旨

#### ○ 自筆証書遺言書保管制度（令和2年7月～）

遺言者は、法務局において**自筆証書遺言書の保管**申請が可能（利用は任意）

### 【検討に至る経緯等】

#### ● 政府方針（規制改革実施計画・令和4年6月閣議決定）

以下について検討を行い、令和5年度中を目途に一定の結論を得る。

- ・ 国民がデジタル技術を活用して、現行の自筆証書遺言と同程度の信頼性が確保される遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設けること。
- ・ デジタル完結を前提とした法務局における遺言を保管するための仕組み
- ・ 現行の自筆証書遺言における押印の必要性及び自書を要求する範囲

#### ● 現行の自筆証書遺言に対するその他の指摘

全文自書の負担が大きいことなど

### 【これまでの検討状況等】

令和4年度 海外法制の基礎的調査

令和5年度 海外法制調査

国内ニーズ調査

令和5年10月 外部研究会の立上げ

※ 民法学者、実務家等が参加

令和6年3月 報告書取りまとめ予定

※ 公正証書遺言については、令和5年の公証人法改正により作成に係る手続のデジタル化が実現

## 主な検討課題

### 新たな方式の遺言

**遺言者の真意**に基づくものであることをどのように**担保**するか。

#### ○ 遺言の**本文**の在り方

（手書きをスキャン、ワープロ入力、録音・録画等）

#### ○ **本人が作成**したことの担保の在り方

（電子署名、録音・録画、証人の関与等）

#### ○ **他人による改変**の防止の在り方

（電子署名、その他のデジタル技術、保管の仕組み）

#### ○ **保管**する仕組みの要否、保管を義務付けるか否か。

### 現行の自筆証書遺言

要件を緩和することが相当か。

#### ○ **押印**要件の在り方

不要とするか、下書きと区別する別の要件が必要か。

#### ○ **自書を要しない範囲**の拡大の可否

### その他

その他の遺言の方式

○ **秘密証書遺言**、**特別の方式の遺言**につき新たな方式を設けるか。